第二百七十四条第四項中「五課」を「六課」に改め、「企画情報管理官」の下に「、水利調整専門官」を加え、「及び環境調査専門官」を「、環境調査専門官及び保全整備専門官」に、「保全管理課」を「保全計画課 保全整備課」に改め、同条第五項中「保全管理課」を「保全計画課」に、「その他の管理」を「に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百七十四条に次の一項を加える。

10　保全整備専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百七十五条第四項中「五課」を「六課」に改め、「企画情報管理官」の下に「、水利調整専門官」を加え、「及び環境調査専門官」を「、環境調査専門官及び保全整備専門官」に、「保全管理課」を「保全計画課 保全整備課」に改め、同条第五項中「保全管理課」を「保全計画課」に、「その他の管理」を「に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備」に改め、同条中第九項を第十一項とし、第八項を第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　保全整備専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百七十五条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百七十六条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（淀川水系土地改良調査管理事務所）」を付し、同条第四項中「五課及び亀岡農地整備事業建設所」を「六課」に改め、「企画情報管理官」の下に「、水利調整専門官」を加え、「及び水利調整専門官」を「及び保全整備専門官」に、「保全管理課」を「保全計画課 保全整備課」に改め、同条第五項中「保全管理課」を「保全計画課」に、「その他の管理」を「に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備」に改め、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百七十六条第十項中「水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する」を「保全整備専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上」に改める。

第二百七十七条を次のように改める。

第二百七十七条　削除

第二百七十八条第四項中「五課」を「六課」に改め、「企画情報管理官」の下に「、水利調整専門官」を、「環境調査専門官」の下に「、保全整備専門官」を加え、「保全管理課」を「保全計画課 保全整備課」に改め、同条第五項中「保全管理課」を「保全計画課」に、「その他の管理に関する事務（」を「に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課及び」に改め、「管理課の所掌に属するものを除く。）を」の下に「、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務を」を加え、同条中第十項を第十二項とし、第九条を第十一条とし、第八項を第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　保全整備専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百七十八条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百八十条第二項中「五課」を「六課」に改め、「企画情報管理官」の下に「、水利調整専門官」を加え、「及び環境調査専門官」を「、環境調査専門官及び保全整備専門官」に、「保全管理課」を「保全計画課 保全整備課」に改め、同条第三項中「保全管理課」を「保全計画課」に、「その他の管理」を「に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百八十条に次の一項を加える。

8　保全整備専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百八十一条第一項中「、国営」を「及び国営」に改め、「及び国営の道前道後平野農業水利事業」を削り、同条第二項中「五課」を「六課」に改め、「企画情報管理官」の下に「、水利調整専門官」を加え、「企画官」を「保全整備専門官」に、「保全管理課」を「保全計画課 保全整備課」に改め、同条第三項中「保全管理課」を「保全計画課」に、「その他の管理」を「に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備」に改め、同条第七項を削り、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百八十一条第八項を次のように改める。

8　保全整備専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百八十二条第一項中「及び国営」を「、国営」に改め、「施設の管理」の下に「及び国営の嘉瀬川上流農地防災事業」を加え、同条第二項中「一人」を「二人」に改め、同条第四項中「六課」を「七課」に改め、「企画情報管理官一人」の下に「、水利調整専門官一人」を加え、「及び環境保全専門官二人」を「、保全整備専門官一人、環境保全専門官二人及び用地調整官一人」に、「保全管理課」を「保全計画課 保全整備課」に改め、同条第五項中「保全管理課」を「保全計画課」に、「その他の管理に関する事務（」を「に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課及び」に改め、「環境調整課の所掌に属するものを除く。）を」の下に「、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務を」を加え、同条第十項中「熊本支所」の下に「及び嘉瀬川上流支所」を加え、同項を同条第十三項とし、同条中第九項を第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　用地調整官は、工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する調査及び連絡調整に関する事務を行う。

第二百八十二条中第八項を第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　保全整備専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百八十二条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百八十三条第二項中「五課」を「六課」に改め、「企画情報管理官」の下に「、水利調整専門官」を加え、「及び環境調査専門官」を「、環境調査専門官及び保全整備専門官」に、「保全管理課」を「保全計画課 保全整備課」に改め、同条第三項中「保全管理課」を「保全計画課」に、「その他の管理」を「に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備」に改め、同条中第七項を第九項とし、第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。